

別冊



Kyoto Junior High School Physical Culture Association

令和3年度

「京都府中学校総合体育大会における
複数校合同チーム参加規定」

京都府中学校体育連盟

「京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」

京都府中学校体育連盟

京都府中学校体育連盟の主催する京都府中学校総合体育大会に、部員数が少ないため単独でチーム編成が出来ない中学校（運動部）に対し、大会参加のための救済措置として以下のとおり規定を設ける。合同チームはあくまでも救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

1 各学校の部活動として位置づけられ、学校教育計画に基づいて活動していること。また、合同チームは、大会に向けて合同チームとしての練習会等を実施するとともに、事前に合同チームとしての登録手続きをすること。

2 合同チームの各校は、京都府中学校体育連盟の加盟校であること。

3 合同チームの大会参加を認めるのは、以下の競技とし、規定の人数を下回った場合のみ合同チームを編成することができる。ただし、2校による合同チームは認めるが、3校以上のチーム編成は認めない。（2校により合同チームが組めない場合は、この限りでない。）

なお、個人戦の実施される競技の団体戦（陸上競技、水泳、スキーのリレーを含む）は対象外とする。

- ・軟式野球（9）
- ・ソフトボール（9）
- ・バレーボール（6）
- ・バスケットボール（5）
- ・サッカー（11）
- ・ハンドボール（7）
- ・ホッケー（6）
- ・ラグビーフットボール（12）

*各競技の（ ）内は、規定人数を示す。

4 府大会予選としてのブロック大会から、合同チームとして参加していること。また、原則として同一ブロック内による合同チームとするが、地理的な条件等から隣接するブロックのチームと合同チームを編成する場合は、府専門部を通して大会本部の承認を得ること。この場合、参加するブロック大会は、代表校の所属するブロックとする。

なお、代表校とは、合同チーム監督の所属校とする。

5 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに代表校が行うこと。このとき、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等、部員数が規定数以下であることを証明するものを添付すること。

6 登録チーム名は、校名連記とし、代表校を頭に置くこと。

7 参加申し込み手続きは、代表校の校長より行う。

8 合同チームの監督は、参加校監督どちらか1名とする。引率者は、それぞれの出場校の校長・教員であること。

9 本参加規定は、平成15年5月20日より実施する。

付則 平成24年5月14日に改正、その日より効力を発する。

合同チームの参加に伴う手続きについて

1 合同チームの登録について（ブロック大会競技別のプログラム編成日より2週間前まで）

- (1) 合同チーム代表校の決定
 - ・大会参加の手続きは、代表校校長より行う。
 - ・隣接するブロックとの合同チームの場合は、各地区中体連理事長・専門委員長に連絡し適切な手続きを取り、決定をすること。
- (2) 合同チームの構成（メンバー）について
 - ・様式1-①（要望書）、様式1-②（承諾書）により、両校において合同チームが承諾されていること。
 - ・様式1-②（承認書）の両校分の写しをチーム登録時に添付する。
- (3) 監督・大会引率について
 - ・監督は、代表校の校長または教員。引率者も両校の校長または教員とする。
- (4) 練習会の計画
 - ・合同チームとしての練習会を実施すること。
- (5) 合同チームの登録
 - ・様式2-①（チーム登録申請）を、地区中体連に提出する。
 - ・両校の承諾書（様式1-②）・部員名簿を添付する。
- (6) 地区中体連専門部は、次の手続きを経てチーム登録を許可する。（様式2-②）
 - ・申請の内容を検討し、チーム登録等について決定する。
 - ・決定した内容を地区中体連事務局に連絡する。
 - ・該当校長宛（両校）に承認書（様式2-②）・大会申込書を返送する。
- (7) 事務局は、大会要項審議（第3回理事会）の場で、合同チームの登録・参加状況を確認する。

2 大会参加申し込みについて

専門部指定の申込み用紙（様式3を参照）で、期限までに代表校より申し込む。このとき、合同チームの選手一覧表を添付する。

